

(仮称) 市原市水道事業経営基盤強化計画策定業務委託

及び

市原市水道施設台帳整理業務委託

企画提案（プロポーザル）実施要項

平成31年4月

市原市上下水道部

1 業務の趣旨

本委託は、水道事業の諸課題に対応するため、水道施設の耐震化、長寿命化、再構築計画を踏まえたアセットマネジメントを実践し、更新需要に応じた投資額の検討を行うとともに、計画の着実な推進を図る必要があることから、市原市水道事業の中長期的な経営の基本計画である「市原市水道事業経営計画」を抜本的に見直し・発展させた「(仮称)市原市水道事業経営基盤強化計画」を策定するものである。

併せて、水道施設の適切な維持管理や計画的な施設更新を行うために、既存の資料を基に現地調査を行い水道施設情報の電子データ化を行うための水道施設台帳整理業務を行うものである。この水道施設情報は、経営基盤強化計画の策定において重要となるアセットマネジメントの実践に不可欠なものであることから、整合を図り進めていく必要がある。

本実施要項は、本委託の受注者を特定するに当たり高い技術力と様々な実績を有する優れた業者を企画提案（プロポーザル）方式により特定するものであり、その手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

- ① (仮称)市原市水道事業経営基盤強化計画策定業務委託
- ②市原市水道施設台帳整理業務委託

(2) 委託期間

- ①契約日（令和元年6月中旬）から令和3年3月19日まで。
- ②契約日（令和元年6月中旬）から令和2年3月19日まで。

(3) 業務内容

- ①別紙「(仮称)市原市水道事業経営基盤強化計画策定業務委託 仕様書(案)」のとおり。
- ②別紙「市原市水道施設台帳整理業務委託 仕様書(案)」のとおり。

(4) 提案上限額

- ①58,234千円（2箇年の継続事業費。消費税及び地方消費税を含む。）
（うち平成31年度 年割上限額 23,470千円）
- ②17,215千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、提案上限額については契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

また、提案見積額が提案上限額を超えた場合は失格とする。

3 募集要項

(1) 選定方針

受託候補者の選定は、市原市職員で構成する「(仮称)市原市水道事業経営基盤強化計画策定業務委託及び市原市水道施設台帳整理業務委託公募プロポーザル企画提案審査会」において、業務実績等による客観評価、企画提案書に基づくプレゼンテーション等による企画提案評価、参考見積書の価格評価の審査を実施する。客観評価点、企画提案評価点及び価格評価点の合計点が基準点を超えた提案者の内、最も合計点が高い提案者を受託候補者、次に合計点の高い提案者を次点候補者として選定する。

(2) スケジュール

内 容	日 時
手続き開始の公示 実施要項等の配布	平成31年4月15日(月)から
質疑の受付締切	平成31年4月23日(火)午後5時まで
質疑への回答	平成31年4月26日(金)
参加表明書の提出期限	令和元年5月7日(火)午後5時まで
企画提案書作成者の選定	令和元年5月10日(金)通知
企画提案書等の提出期限	令和元年5月17日(金)午後5時まで
審査会(提案者プレゼンテーション)	令和元年5月24日(金)
特定・非特定通知書の送付	令和元年5月31日(金)
受託候補者及び審査経過の公表	令和元年6月7日(金)
契約予定日	令和元年6月14日(金)

(3) 審査会等の構成

①審査委員 市原市職員 9名

②事務局

市原市上下水道部 水道総務課 企画総務係

住所 〒290-8501 千葉県市原市国分寺台中央1丁目1番地1(第1庁舎3階)

TEL 0436-23-9859

FAX 0436-21-5984

e-mail suidousoumu@city.ichihara.lg.jp

(4) 参加資格要件

本募集による受託者の選定に参加することができる者は、次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- ①「市原市水道事業建設コンサルタント等企画提案(プロポーザル)方式及び設計協議方式実施要綱」第5条に該当する者
- ②平成30・31年度「市原市入札参加資格者名簿(測量・コンサルタント部門)」に記載されている者のうち、土木関係建設コンサルタント(上水道)の登録がある者で、千葉県内に本店、若しくは支店を有する者
- ③平成16年度以降に完了した、上水道事業におけるアセットマネジメント(タイプ3C以上)を含んだ水道事業ビジョン策定業務を元請けとして実施した実績を有している者
- ④市原市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づく排除措置を、募集開始の日から参加表明書提出締切日までの間に受けていない者
- ⑤地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(5) 業務実施上の条件

業務の実施に当たっては、次に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- ① 受注者は、業務の全部又は主たる部分を第三者に委託してはならない。
- ② 配置予定技術者
 - 主任技術者、照査技術者及び担当技術者を配置することとし、主任技術者及び照査技術者は次のいずれかの資格を有する者とする。
 - ア 技術士（総合技術監理部門：上下水道－上水道及び工業用水道）
（上下水道部門：上水道及び工業用水道）
 - イ R C C M（上水道及び工業用水道部門）

4 応募手続

(1) 参加表明書等の提出

企画提案書の提出を希望する者は、以下の要領で提出すること。なお、本企画提案に関する資料等は下記ウェブサイトに掲載するので、必要に応じてダウンロードし使用すること。

http://www.city.ichihara.chiba.jp/kurashi/suido/suido/500/proposal/_puroposal_keikaku.html

①受付期間

平成31年4月15日（月）から令和元年5月7日（火）午後5時まで

②受付場所

事務局（市原市上下水道部水道総務課企画総務係）

③提出方法

受付場所まで持参又は郵送すること（提出期限内必着）。

④提出書類及び提出部数

- ア 参加表明書【様式1】 1部
- イ 業務実績【様式2】 1部
 - 業務実績を確認できる契約書の写し（発注者・件名・契約金額等を記載の頁）及び業務実績が確認できる書類（テクリスの業務カルテ、設計書、図面等）を添付すること。
- ウ 配置予定技術者の配置計画【任意様式】 1部
- エ 予定技術者申告書【様式3】 1部
 - 主任技術者、照査技術者及び主たる担当技術者（経営基盤強化計画・水道施設台帳整理）についてそれぞれ作成することとし、技術者の資格を証明する資料（資格証の写し等）を添付すること。
- オ 誓約書【様式4】 1部

(2) 実施要項等に関する質疑の受付及び回答

①受付期間

平成31年4月15日（月）から平成31年4月23日（火）午後5時まで（必着）

②受付場所

事務局（市原市上下水道部水道総務課企画総務係）

③提出方法

質問票【様式5】に記入し、電子メールで受付期間内に事務局へ送付すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

④質疑に対する回答

質疑に対する回答は、一括して取りまとめ平成31年4月26日（金）にウェブサイト上で公開する。回答内容は、本要項及び関係する仕様書類の追加、修正として取り扱う。

(3) 提出書類の作成上の留意事項

①参加表明書【様式1】

代表者印を押印の上提出すること。

②業務実績【様式2】

平成16年度以降に完了した、上水道事業におけるアセットマネジメント（タイプ3C以上）を含んだ水道事業ビジョン策定業務を元請けとして実施した実績を記載すること。

③配置予定技術者の配置計画【任意様式】

主任技術者、照査技術者、担当技術者の配置計画について、任意の様式で記載すること。

④予定技術者申告書【様式3】

主任技術者、担当技術者及び照査技術者について記載することとし、担当技術者は『(仮称)市原市水道事業経営基盤強化計画策定業務』、『市原市水道施設台帳整理業務』それぞれ別に定めて記載するものとする。

業務実績は、過去10年の同種又は類似業務のうち、平成31年3月31日までに完了したものを5件まで記載すること（件数を評価するものではない。）。

※同種業務・・・水道事業ビジョンの策定に係る業務（H26年3月19日に公表された「水道事業ビジョン」作成の手引き）に基づく業務）、経営戦略策定業務及び水道施設台帳整理業務

類似業務・・・耐震化計画の策定に係る業務、再構築計画の策定に係る業務、長寿命化計画の策定に係る業務、アセットマネジメントの策定に係る業務、地域水道ビジョン策定業務（平成17年10月17日付け「地域水道ビジョンの作成について」に基づく業務）及び下水道施設台帳整理業務

⑤誓約書【様式4】

代表者印を押印の上、提出すること。本委託契約締結日までに、誓約書の記載事項に反した場合は、失格とする。

⑥その他の注意事項

ア 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は、日本国通貨、日本の標準時及び計量法に定める単位とする。提出した書類の訂正、追記、返却は認めない。また、要求する内容以外の書類や図面等は受理しない（(5)企画提案書の提出についても同様とする。）。

イ 参加表明書等についてのヒアリングは、実施しない。ただし、記載内容が不明確で参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがある。

ウ 受託候補者として選定された者は「参加表明書等」に記載した配置予定技術者に当該業務を担当させなければならない。ただし、変更がやむを得ないと発注者が認めた場合には、この限りでない。

(4) 参加資格の審査

参加資格の選考結果は、令和元年5月10日（金）までに、参加表明書の提出者に対して、文書により通知する。

なお、参加表明書の提出者が4者を超えた場合には、参加資格要件を確認するとともに、以下の評価基準により審査し、4者程度を選定する。

評価項目	評価の着目点		配点
予定技術者の経験 及び業務実施能力 (75点)	(1) 主任技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
		手持ち業務の件数	5
	(2) 照査技術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	10
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	10
	(3) 担当技術者 (経営基盤強化計画)	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	5
		手持ち業務の件数	5
	(4) 担当技術者 (水道施設台帳整理)	技術者が有する技術者資格及びその専門分野の内容	5
		過去10年間の同種又は類似業務の実績の内容	5
		手持ち業務の件数	5

(5) 企画提案書等の提出

①提出書類

参加資格を得た者（以下「提案者」という。）は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 企画提案書

鑑文【様式6】 1部

業務の実施方針及び手法（【様式7】を参考に自由記載） 10部

イ 工程表【様式8】 10部

ウ 参考見積書【様式自由】 1部

見積の内訳書 10部

②提出期限

令和元年5月17日（金）午後5時まで（必着）

③企画提案書等の作成の注意事項

ア 企画提案書

（鑑文）

a) 代表者印を押印の上提出すること。

b) 参加要請書において通知した企画提案番号を記載すること。

（業務実施方針及び手法）

a) A4判縦置き・横書き5枚以内（両面印刷可）で記載すること。

b) 文字の大きさは、原則として10.5ポイント以上とすること。

c) 次に掲げる事項については、必ず記載すること。

- ・ 上位計画、関連計画との連携に関する手法

・施策の評価指標の設定手法

d) 提案者を特定することができる内容の記述（商号や実績に係る業務名、発注者の名称など）は行わないこと（プレゼンテーションにおいても同様とする。）。

イ 工程表

a) 【様式8】を基本に作成すること。提案の内容に応じ、項目の追加、修正をして差し支えない。

b) A3判を片袖折にして提出すること。

ウ 参考見積書

見積の内訳書には、企画提案番号及び各工程における人工を記載し、提案者を特定できる事項は記載しないこと。

エ 企画提案書等の提出期限後の差替え、追加等は一切認めない。

④企画提案評価基準

企画提案の評価基準は、別表に示すとおりとする。

⑤プレゼンテーション及びヒアリング

審査は④企画提案評価基準により行うものとし、提案者によるプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼン等」という。）の実施方法は以下のとおりとする。

ア プレゼン等への出席者は、本業務を担当する主任技術者を含む3名以内とする。

イ プレゼン等の日程は、令和元年5月24日（金）午後を予定しており、開始予定時刻については個別に通知する。

ウ プレゼン等は、提案者が提出した企画提案書等の記載内容をパワーポイント等で表現したもののみとし、新たな内容の資料提示は認めない。スライド用のパソコンは持参すること。プロジェクタ及びスクリーンは市で用意する。

エ プレゼンテーションの持ち時間は30分、その後に、審査委員からのヒアリングを10分程度行う予定である。

オ プレゼンテーションの資料やスライド中には、提案者の名称が分かるような表示をしないこと。質疑応答においても同様の表現をしないこと。

⑥審査方法及び結果の通知

④の基準による審査を実施し、合計点が基準点（基準評価値120点×9人＝1,080点）を超え、かつ、別表に掲げる各評価項目において基準評価値を下回るものがなかった提案者のうち、合計点が最も高い提案者を受託候補者、次に高い提案者を次点候補者として選定する。同点の場合は、その内「業務の実施方針及び手法」に係る評価の最も高い提案者、当該評価も同点の場合は、その内参考見積価格の最も低い提案者を上位とする。

受託候補者、次点候補者及び選定されなかった提案者に対しては、審査の結果を書面で通知する。

5 契約等

(1) 業務委託契約

①契約の締結

本業務の受託候補者として選定された者と見積合わせ等の契約手続を行う。ただし、この者が参加表明書の提出から契約締結までの間に指名停止の措置を受けた場合、その他契約の締結が不相当と認められる事実があった場合は、その者との契約の締結を行わず、次点候補者を契約交渉の相手方とする。

②契約に係る業務内容

契約に係る業務は、別途仕様書案に定める内容とする。なお、契約締結の際にプロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もありうるが、提案が必ず設計金額に反映さ

れるものではない。

(2) 提出書類の取扱いについて

提出した資料が市原市情報公開条例に基づく開示請求の対象となった場合は、提案者の意見を聴いた上で開示の可否等を決定する。

別表 4 (5) ④ 企画提案評価基準

評価項目		内 容	配点	基準 評価値
1. 予定技術者の 経験及び業務実施 能力 (75点)	(1) 主任技 術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 の内容	10	6
		過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	10	6
		手持ち業務の件数	5	3
	(2) 照査技 術者	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 の内容	10	6
		過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	10	6
	(3) 担当技 術者 <small>(経営基盤 強化計画)</small>	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 の内容	5	3
		過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	5	3
		手持ち業務の件数	5	3
	(3) 担当技 術者 <small>(水道施設 台帳整備)</small>	技術者が有する技術者資格及びその専門分野 の内容	5	3
		過去10年間の同種又は類似業務の実績内容	5	3
		手持ち業務の件数	5	3
	2. 業務の実施方 針及び手法 (100点)	(1) 業務内容の理解度		
市の現況の習熟度			10	6
業務に関する理解度			5	3
(2) 業務実施方針の妥当性				
提案の的確性			5	3
提案の独創性			5	3
提案の実現性			5	3
(3) 業務実施手法の妥当性				
耐震化計画とアセットマネジメントの連携に関する 提案			10	6
長寿命化計画とアセットマネジメントの連携に関す る提案			10	6
再構築計画とアセットマネジメントの連携に関する 提案			10	6
民間活用の推進に関する提案			10	6
広域連携に関する提案		10	6	
水道施設台帳整理業務委託とアセットマネジメント の連携に関する提案		10	6	
工程計画の妥当性		5	3	
技術者の配置計画の妥当性		5	3	
3. 企画提案書及 びプレゼンテーシ ョン(15点)	(1) 企画提案書の見やすさ・分かりやすさ		5	3
	(2) プレゼンテーションの分かりやすさ		5	3
	(3) 業務に対する取組意欲		5	3

4. 参考見積と企画提案内容との関係 (10点)	参考見積に対する企画提案内容の高度さ	10	6
合計		200	120

注1 上記は審査委員一人当たりの配点である。

注2 「1. 予定技術者の経験及び業務実施能力」については、提出書類から客観的に行った採点を、審査委員共通の採点とする。